

政令第百十八号

地方公務員等共済組合法施行令及び平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十五条及び附則第二十条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第七号中「次条第一項第十号」を「次条第一項第十二号」に改める。

第十六条の二第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる有価証券若しくは有価証券とみなされる権利又はこれらに係る標準物（金融商品取引法

第二条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の
売買（デリバティブ取引（同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第九号において同じ。
）に該当するものについては、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を
目的として行うものに限る。）

イ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十
八号及び第二十一号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九
号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）

ロ イに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により
有価証券とみなされるもの

ハ 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平
成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（当該投資事業有限責任
組合契約において営むことを約する事業において取得し、又は保有する(1)から(4)までに掲げるもの
について、当該投資事業有限責任組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づ

- く権利（同法第二条第二項に規定する有限責任組合員として有するものに限る。）に係るものに限る。以下このハにおいて同じ。）及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利（同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。）であつて、同項の規定により有価証券とみなされるもの
- (1) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号に規定する株式会社の設立に際して発行する株式及び企業組合の設立に際しての持分
 - (2) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第二号に規定する株式会社の発行する株式及び新株予約権並びに企業組合の持分
 - (3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券（次に掲げるものに限る。）
 - (i) 金融商品取引法第二条第一項第六号に掲げる出資証券
 - (ii) 金融商品取引法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券
 - (iii) 金融商品取引法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券及び新優先出資引受権を表示する

証券

(iv) 金融商品取引法第二条第一項第九号及び(i)から(iii)までに掲げる有価証券並びに(v)に掲げる権

利に係る同項第十九号に規定するオプションを表示する証券及び証書

(v) (i)から(iii)までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

(4) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第十一号に規定する外国法人の発行する株式、新株予約権及び指定有価証券(3)(i)から(v)までに掲げるものに限る。)並びに外国法人の持分並びにこれらに類似するもの

第十六条の二第一項第三号イ中「第八号」を「第九号」に改め、同項第六号中「付与」の下に「(第一号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)」を加え、同号イ中「(次号において「金融商品取引所」という。)」を削り、同項第七号中「(金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引(同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。))及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引(同号に掲げる取引に類似するものに限る。))に該当するもの(次号

において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）を削り、「」の売買」の下に「（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）」を加え、同項第八号中「（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）」を削り、「をいう」を「をいい、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に係るものを除く」に改め、「付与」の下に「（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）」を加え、同項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であつて金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロ、第四号ロ及び第五号（同項第三号ロに掲げる取引に類似する取引に係るものに限る。）に掲げる取引のうち、同法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（株式に係るものに限る。）に係るものの売買（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

第十六条の二第二項中「同項第一号」を「同項第一号イ及びロ」に改め、「有価証券」の下に「又は有価証券とみなされる権利」を、「地方債証券」の下に「、国債証券又は地方債証券に表示されるべき権利であつて金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの」を加え、「においては」を「には」に改める。

第二十条の表第十六条の二第一項第十号の項中「第十六条の二第一項第十号」を「第十六条の二第一項第十一号」に改め、同表第十六条の二第一項第十一号の項中「第十六条の二第一項第十一号」を「第十六条の二第一項第十二号」に改める。

第二十一条の三の表第十六条の二第一項第十号の項中「第十六条の二第一項第十号」を「第十六条の二第一項第十一号」に改め、同表第十六条の二第一項第十一号の項中「第十六条の二第一項第十一号」を「第十六条の二第一項第十二号」に改める。

第五十三条の表第十六条の二第一項第十号の項中「第十六条の二第一項第十号」を「第十六条の二第一項第十一号」に改める。

附則第三十条の四中「五十九歳（その者が）」を削り、「に該当するときは、」を「の区分に応じ、それ

ぞれ」に、「」とする」を「」とし、その者が昭和三十六年四月二日以後に生まれた者である場合における同条の規定の適用については、同条中「六十歳」と、第九十八条第一項及び第四百四条第一項中「十四歳」とあるのは「五十九歳」とあるのは、「六十歳」とする」に改める。

（平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第二条 平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の四の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

(旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第三条 平成三十年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。

(法人税法施行令の一部改正)

第四条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第百六十六条第一項第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第二号中「第十号又は第十一号」を「第十一号又は第十二号」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第五条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等

共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四百四十七条第一項の表第十六条の二第一項第十一号の項中「第十六条の二第一項第十一号」を「第十
六条の二第一項第十二号」に改め、同条第二項の表第十六条の二第一項第十号の項中「第十六条の二第一
項第十号」を「第十六条の二第一項第十一号」に改め、同表第十六条の二第一項第十一号の項中「第十六
条の二第一項第十一号」を「第十六条の二第一項第十二号」に改める。

理由

地方公務員共済組合等による厚生年金保険給付積立金等資金等の運用方法を追加するとともに、平成三十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。